

衆議院 第百五十二回国会 安全保障委員会議録 第三号

平成十三年十一月二十二日(木曜日)

午後四時十二分開議

出席委員

委員長 玉置 一弥君

理事 石破 茂君

理事 浜田 靖一君

理事 末松 義規君

理事 田端 正広君

理事 岩屋 肇君

理事 大野 松茂君

理事 中山 利生君

理事 吉川 貴盛君

理事 江崎洋一郎君

理事 今野 東君

理事 河合 正智君

理事 今川 正美君

理事 粟屋 敏信君

議員 下地 幹郎君

議員 平沢 勝栄君

議員 米田 建三君

議員 小林 憲司君

議員 前原 誠司君

議員 赤嶺 政賢君

議員 小池百合子君

議員 東 塚祥三君

議員 中谷 一宏君

議員 萩山 教嚴君

議員 平沢 勝栄君

議員 鈴木 明大君

議員 国務大臣 (防衛省長官)

議員 防衛省副長官

議員 防衛省長官政務官

議員 安全保障委員会専門員

同日 辞任 大野 松茂君
嘉数 知賢君
補欠選任 大野 松茂君
嘉数 知賢君

委員の異動
十一月二十二日 辞任
同日 大野 松茂君
嘉数 知賢君
補欠選任 大野 松茂君
嘉数 知賢君

○玉置委員長 これより会議を開きます。
ただいま付託になりました内閣提出、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(東祥三君外一名提出、衆法第一四号)は本委員会に参考送付された。

十一月七日
米海軍横須賀施設・区域内全域の環境問題に関する意見書(神奈川県横須賀市議会)(第一六六三号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)
国際平和協力法案(東祥三君外一名提出、衆法第一三号)
国際平和協力法案(東祥三君外一名提出、衆法第一四号)
防衛設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(東祥三君外一名提出、衆法第一四号)

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。
その第一点は、第二十四条の武器の使用に係る防衛対象に、自己とともに現場に所在するその職務を行うに伴い自己の管理のもとにに入った者の生命または身体を加えることとするものであります。

自由党はこの見地から、自衛隊が我が国の防衛とともに国連のもとに行われる国際の平和及び安全の維持または回復のために活動に積極的に協力していくことは、国際社会の一員としての当然の責務であり、日本国憲法の国際協調主義の理念にも合致するものであります。

除し、第九条第五項の規定により派遣先国で国際平和協力業務に従事する自衛官に対し、武器等の防護のための武器の使用を認めることとするものであります。

第三点は、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例規定を廃止するものであります。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

す。中谷防衛厅長官。

さいますようお願い申し上げます。(拍手)

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同ください。

○玉置委員長 東祥三君。

国際平和協力法案

〔本号末尾に掲載〕

防衛設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

国際平和協力法案

〔本号末尾に掲載〕

自由党提出の二法案は、こうした現行法の問題点を抜本的に改め、国連の行う平和活動に全面的に協力できる道を開くものであります。

まず、国際平和協力法についてであります。

第一に、我が国の行う国際平和協力業務は、これを特定して限定的に列挙するのではなく、国連憲章第四十二条による平和強制活動、国際連合平和維持活動など、国際連合等の決議に基づいて行われるあらゆる活動のための業務としております。

第二に、内閣総理大臣は、国際平和協力業務を実施するに際しては、実施計画を作成して閣議決定を求めて、実施計画を国会に報告することとしております。

第三に、国際平和協力業務に従事する職員に貸与する武器は、小型武器に限定することなく、また任務遂行のため、確立された国際的な基準に従い使用することができます。

第四に、この法律を制定するに当たり、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律を廃止することとしております。

次に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律についてであります。

第一に、国際社会の中で国際連合の果たす役割及びその活動に我が国が積極的に協力することの重要性にかんがみ、自衛隊法第百条の七に雑則として規定されている国際平和協力業務を第三条の主要な任務とし、第三条第一項の我が国自身を防衛する任務に支障を生じない限りにおいて実施することとしております。あわせて、防衛庁設置法等に所要の任務規定を設けることとしておりま

す。

第二に、国際連合安全保障理事会のいわゆる武力行使容認決議に基づき、必要な武力を行使することができる」としてしております。

委員各位の御賛同の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○玉置委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

○玉置委員長 この際、参考人出頭要求に関する件につきましてお詰りいたします。

各案審査中、参考人の出席を求めて意見を聴取する必要が生じました場合には、その出席を求めることがとし、人選及び日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉置委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十七日火曜日午前八時五十分理事会午前九時委員会を開催することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十九分解散会

理由

国際連合を中心とした国際平和のための努力に對して適切かつ効果的に寄与するため、これまでの国際平和協力業務の実施の経験等を踏まえ、第二十四条に基づく武器の使用に係る防衛対象を拡大するとともに、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官に対し武器等の防護のための武器の使用を認める

こととし、あわせて、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例を廃止する必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。対し武器等の防護のための武器の使用を認めることとし、あわせて、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例を廃止する必要がある。先国において国際平和協力業務に従事する自衛官に対し武器等の防護のための武器の使用を認めることとし、あわせて、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務についての特例を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三条に規定する機関をいう。(が行う要請に基づいて行われる人道的な国際救援活動若しくは国際的な選挙監視活動をいう)。

二 国際平和協力業務 國際連合決議等に基づく平和維持回復活動等を行っている国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

三 物資協力 國際連合決議等に基づく平和維持回復活動等を行っている国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

三 実施計画(実施計画)

第一条 この法律は、日本国憲法の国際協調主義の理念を踏まえ、国際連合の決議等に基づき行なわれる国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための活動等に対し、我が国が適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及びその実施について定めるとともに、当該活動等に対する物資協力のための措置を講じ、もって我が国が国際社会の一員として国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持又は回復を図るために活動等に積極的に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 國際連合決議等に基づく平和維持回復活動等 國際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議若しくは国際連合の総会によつて設立された機関及び安全の維持若しくは回復を図るために活動等が国際連合の専門機関国際移住機関若しくは地域的機関(國際連合憲章第五十二

附 则

この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第二十四条の改正規定は、公布の日から起算して

一月を経過した日から施行する。

五 その他当該国際平和協力業務の実施に関する

る重要事項

第一項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(国会への報告)

第四条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項

を
遅滞なく、国会に報告しなければならない。
実施計画の決定又は変更があつたときは、

実施面の発展性に変更がある。たゞま
その内容

二 実施計画に定める国際平和協力業務が終了

したときは、その結果

(国際平和協力業務の実施)

第五条 関係行政機関の長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するものとする。

（職員の採用等）

第六条 関係行政機関の長は、国際平和協力業務

に従事させるため、選考により任期を定めて職

員を採用することができる。

前項の規定により採用される職員について
は、職員になる前二、国家公務員法（昭和二一

は職員になる前に国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第一百三條第一項に規定す

る営利企業（以下この条において「営利企業」

という。) を営むことを目的とする団体の役員、

顧問若しくは評議員（以下この条において「役

員等」という)の職に就き、若しくは自ら當別会議を主導し、又は設置の場合へ當別会議にて

利企業を営み 又は報酬を得て 営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事

業に従事し、若しくは事務を行つていた場合に

おいても、同項及び同法第百四条の規定は、適

用しない。

(國際平和協力手当)

七条　国際平和協力業務に従事する者には、
（五）

国際平和協力業務を実施する地域の難務現状及び

協力手当を支給することができる。

前項の国際平和協力手当に關し必要な事項

は、政令で定める。

内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならぬ。

第一類第十二号
安全保障委員会議録第三号

定する自衛隊をいう。以下同じ。」を削り、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改める。

第十条第一号中「第五条第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のよう改正する。

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 自衛隊は、前項の任務の遂行に支障を生じない限度で、国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持又は回復に関する活動に協力するものとする。

第八十四条の次に次の二条を加える。

(国際平和協力業務の実施)

第八十四条の二 長官は、国際平和協力法(平成十三年法律第 号)第三条に規定する国際平和協力業務の実施計画が定められた場合には、当該実施計画に従い、部隊等に同法第二条第二号に規定する国際平和協力業務を行わせることができる。

第九十四条の三の次に次の二条を加える。

(国際平和協力業務の実施時の武力行使)

第九十四条の四 国際連合安全保障理事会の決議に基づいて行われる武力の行使を伴う活動のために第八十四条の二の規定により国際平和協力業務を行うことを命ぜられた部隊等は、国際の平和及び安全の維持又は回復を図るため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び国際連合の定める基準その他確立された国際的な基準に従うものとする。

第一百条の七 削除

この法律は、国際平和協力法(平成十三年法律第二号)の施行の日から施行する。

理由

平成十三年十一月三十日印刷

平成十三年十一月三日発行

自衛隊による国際の平和及び安全の維持又は回復に関する国際協力をを行うことが国際社会の一員としての我が国の責務であることにかんがみ、防衛廳及び自衛隊の任務にこれを行うことを加え、自衛隊の部隊等による国際平和協力業務の実施及び当該業務の実施時の武力行使について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。